

静岡県発注工事における暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入に対する措置について

平成21年3月27日 建業第287号
最終改正 平成23年3月29日 建業第218号

1 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 暴力団関係業者

静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号）第14条の2第1項に規定する暴力団関係業者をいう。

(5) 不当介入

県発注工事の契約相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。

2 不当介入に対する措置

(1) 発注機関の長は、受注者に対し、契約の履行に当たって暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたときは、当該地区を管轄する警察等（（財）静岡県暴力追放運動推進センターを含む。）に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び発注機関に報告を行うことを義務付けるものとする。この義務付けのために公告等に別添の内容を明示するものとする。

(2) 発注機関の長は、受注者から前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を各部局長に文書により通知するものとする。

(3) 発注機関の長は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたにもかかわらず、受注者からの報告がなされていない場合は各部局長に対し、その旨を文書により報告するものとする。

(4) 受注者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の変更協議を行うときは、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(5) 受注者が警察及び発注機関へ報告する際には必ず文書で行うものとする。

(6) 不当介入をしようとする者等が暴力団員等又は暴力団関係業者と判別しがたい場合においても、警察等に相談し適切な措置を仰ぐものとする。

3 情報管理及び通報義務不履行の場合の措置

(1) 当措置を運用するに際し、得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに適正に管理しなければならない。

(2) 悪質な通報義務の不履行が確認された場合は、入札参加停止の措置をとるものとする。

4 適用

この措置については、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に入札又は随意契約の手續に着手した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

(別添)

暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
 - (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- * 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置をうけることがありますので注意してください。

参考様式例（受注者→発注者）

暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入報告書

受注者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る行為者	住所 氏名
発生日時・場所 工事名	平成 年 月 日 時 分頃 工事名
報告内容 (不当介入の内容・被害の状況等)	
警察への通報状況	警察への通報 有・無 通報先警察署名 (警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

参考様式例（受注者→警察等）

暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入報告書

受注者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る行為者	住所 氏名
発生日時・場所 工事名	平成 年 月 日 時 分頃 工事名
報告内容 (不当介入の内容・被害の状況等)	
発注者への通報状況	発注者への通報 有・無 通報先発注者名 (事務所 課) 通報予定日時 平成 年 月 日 時 分頃